

児童福祉法及び障害者自立支援法の新旧対照表（関係部分のみ）

【児童福祉法関係】

改 正 案	現 行
<p>発達障害が対象に加えられた</p> <p>第4条 この法律で、障害児とは、身体に障害のある児童、知的障害のある児童<u>又は精神に障害のある児童(発達障害者支援法(平成16年法律第167号)第2条第2項に規定する発達障害児を含む。)</u></p> <p>(施行日 改正法公布の日)</p>	<p>第4条 この法律で、障害児とは、身体に障害のある児童又は知的障害のある児童をいう。</p>
<p>障害種別の一元化により施設名称が変更される</p> <p>入所施設は : 障害児入所施設に名称一元化 通園施設は : 児童発達支援センターに一元化</p> <p>第7条 この法律で、児童福祉施設とは、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センターとする。</p>	<p>第7条 この法律で、児童福祉施設とは、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設、児童養護施設、<u>知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設</u>、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センターとする。</p>

第42条 障害児入所施設は、次の各号に掲げる区分に応じ、障害児を入所させて、当該各号に定める支援を行うことを目的とする施設とする。

- 1 福祉型障害児入所施設 保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与
- 2 医療型障害児入所施設 保護、日常生活の指導、独立自活に必要な知識技能の付与及び治療

第43条 障害児発達支援センターは、次の各号に掲げる区分に応じ、障害児を日々保護者の下から通わせて、当該各号に定める支援を提供することを目的とする施設とする。

- 1 福祉型発達支援センター 日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与又は集団生活への適応のための訓練
- 2 医療型発達支援センター 日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与又は集団生活への適応のための訓練及び医療

(施行日 平成24年4月1日)

第42条 知的障害児施設は、知的障害のある児童を入所させて、これを保護し、又は治療するとともに、独立自活に必要な知識技能を与えることを目的とする施設とする。

(第43条の2、第43条の3) 省略

第43条の4 重症心身障害児施設は、重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している児童を入所させ、これを保護するとともに、治療及び日常生活の指導をすることを目的とする施設とする。

第43条 知的障害児通園施設は、知的障害のある児童を日々保護者の下から通わせて、これを保護するとともに、独立自活に必要な知識技能の与えることを目的とする施設とする。

<p>重症心身障害児の定義が残される</p> <p>第 7 条</p> <p>② この法律で、障害児入所支援とは、障害児入所施設に入所し、又は指定医療機関に入院する児童に対して行われる保護、日常生活の指導及び知識技能の付与並びに障害児入所施設に入所し、又は指定医療機関に入院する障害児のうち知的障害のある児童、肢体不自由のある児童又は<u>重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している児童</u>（以下「<u>重症心身障害児</u>」という。）に対して行われる治療をいう。</p> <p>（施行日 平成 24 年 4 月 1 日）</p>	<p>第 7 条</p> <p>② この法律で、障害児施設支援とは、知的障害児施設支援、知的障害児通園施設支援、盲ろうあ児施設支援、肢体不自由児施設支援及び重症心身障害児施設支援をいう。</p> <p>⑦ この法律で、<u>重症心身障害児施設支援</u>とは、<u>重症心身障害児施設</u>に入所し、又は指定医療機関に入院する<u>重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している児童</u>に対して行われる<u>保護並びに治療及び日常生活の指導</u>をいう。</p>
<p>通所等のサービス体系</p> <p>第 21 条の 5 の 2 障害児通所給付費及び特例障害児通所給付費の支給は、次に掲げる障害児通所支援に関して次条及び第 21 条の 5 の 4 の規定により支給する給付とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 児童発達支援 2 医療型児童発達支援（医療に係るものを除く。） 3 放課後デイサービス 4 保育所等訪問支援 <p>（施行日 平成 24 年 4 月 1 日）</p>	

負担能力その他の事情をしん酌（応能負担）

ただし、1割負担の方が低い場合は、1割

資産要件は撤廃

第 24 条の 2（福祉型障害児入所施設）

②障害児施設給付費の額は、一月につき、第 1 号に掲げる額から第 2 号に掲げる額を控除して得た額とする。

- 1 同一の月に受けた指定施設支援について、障害児施設支援の種類ごとに指定施設支援に通常要する費用につき、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（中略）を合計した額
- 2 当該入所給付決定保護者の家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額（当該政令で定める額が前号に掲げる額の百分の十に相当する額を超えるときは、当該相当する額）

第 24 条の 20（医療型障害児入所施設）

- 1 同一の月に受けた障害児入所医療（中略）につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額から、当該入所給付決定保護者の家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額（当該政令で定める額が当該算定した額の百分の十に相当する額を超えるときは、当該相当する額）を控除して得た額

第 24 条の 2（障害児施設給付費）

障害児施設給付費の額は、障害児施設支援の種類ごとに指定施設支援に通常要する費用につき、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（中略）の百分の九十に相当する額とする。

第 24 条の 20（障害児施設医療費）

- 1 当該障害児施設医療（中略）につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額の百分の九十に相当する額。ただし、当該施設給付決定保護者が同一の月における障害施設医療に要した費用の額の合計額の百分の十に相当する額が、当該施設給付決定保護者の家計に与える影響その他の事情をしん酌して政令で定める額を超えるときは、当該障害児施設医療につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額の範囲内において政令で定めるところにより算定した額

第 21 条の 5 の 3 及び第 21 条の 5 の 4 (通所利用関係)

2 当該通所給付決定保護者の家計の負担能力その他の事情をしん
酌して政令で定める額 (当該政令で定める額が前号に掲げる額の
百分の十に相当する額を超えるときは、当該相当する額)

(障害児施設給付費と同様のため省略)

(施行日 公布の日から起算して 1 年 6 月を超えない範囲内におい
て政令で定める日)

実施主体：通所給付の申請については、都道府県から市
区町村に変更になる

第 21 条の 5 の 6 通所給付決定を受けようとする障害児の保護者は、
厚生労働省令で定めるところにより、市区町村に申請をしなければ
ならない。

(施行日 平成 24 年 4 月 1 日)

第 24 条の 3 障害児の保護者は、前条第 1 項の規定により障害児施設
支援給付費の支給を受けようとするときは、障害児施設支援の種類ご
とに、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県に申請しなけれ
ばならない。

【障害者自立支援法関係】

<p>障害者の定義に「発達障害者」を対象に含める</p> <p>第4条 この法律において、「障害者」とは、身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者、知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち18歳以上である者及び精神障害者保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者（<u>発達障害者支援法第2条第2項に規定する発達障害者を含み、</u>知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く。）のうち18歳以上である者をいう。</p> <p>(施行日 公布の日から施行)</p>	<p>第4条 この法律において、「障害者」とは、身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者、知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち18歳以上である者及び精神障害者保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者（知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く。）のうち18歳以上である者をいう。</p>
<p>「障害程度区分」の名称を「障害支援区分」に改め、障害の多様な特性その他心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示す区分とする。</p> <p>第4条第4項 この法律において、「障害支援区分」とは、障害者等の障害の多様な特性その他心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示すものとして厚生労働省令で定める区分をいう。</p> <p>(施行日 平成24年4月1日)</p>	<p>第4条第4項 この法律において、「障害程度区分」とは、障害者等に対する障害福祉サービスの必要性を明らかにするため当該障害者等の心身の状態を総合的に示すものとして厚生労働省令で定める区分をいう。</p>

**応能負担 ただし、1割負担の方が低い場合には1割
資産要件も撤廃**

第 29 条 第 3 項 2 号 当該支給決定障害者等の家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額（当該政令で定める額が前号に掲げる額の百分の十に相当する額を超えるときは、当該相当する額）（第 58 条 3 項 1 号、第 76 条 2 項、附則第 21 条 2 項、第 22 条 4 項）

（施行日：公布の日から 1 年 6 月を超えない範囲内において政令で定める日）

（障害児施設の場合と同様のため省略）

障害者自立支援法等の一部を改正する法律（附則）

指定知的障害児施設等に入所していた者に対する配慮として、施設運営基準等の設定に当たっては、適切な配慮その他必要な措置を講ずるように努めなければならないとされている。

附則

第3条 政府は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）

前に旧児童福祉法（附則第22条第2項に規定する旧児童福祉法をいう。）第24条の2第1項に規定する指定知的障害児施設等（附則第35条において「指定知的障害児施設等」という。）に入所又は入院していた者が、この法律の施行により障害福祉サービス（障害者自立支援法第5条第1項に規定する障害福祉サービスをいう。以下この条において同じ。）を利用することとなる場合において、これらの者が必要とする障害福祉サービスが適切に提供されるよう、障害者自立支援法第43条第1項及び第2項並びに第44条第1項及び第2項の基準の設定に当たっての適切な配慮その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（施行日 平成24年4月1日）

現に入所している者が、継続して入所ができるようにするため次のような措置をとる。

(1) 施行日に、現に入所中の者が継続して入所の障害福祉サービスを利用する場合は、市町村はその日もって支給決定を行う。

この場合には、自立支援法第 19 条から第 22 条までの手続きを省略して行う。(障害支援（程度）区分の認定、支給要否の決定等が省略されるもの)

(2) 施行日

①施行日に、18 歳に達した者は施行日

②施行日に、18 歳に達していない者は、満 18 歳に達した日が施行日

附則

第 35 条 市町村は、施行日の前日において現に旧児童福祉法第 24 条の 3 第 4 項（旧児童福祉法第 63 条の 3 の 2 第 3 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する施設給付決定（通所のみによる利用に係るものを除く。）を受けて指定知的障害児施設等に入院又は入院している者について、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、厚生労働省で定めるところにより、新自立支援法第 19 条から第 22 条までに規定する手続きを省略し、当該各号に定める日の前日に現に利用している児童福祉法のサービスに相当する新

（参考）障害者自立支援法

第 19 条 介護給付費等の支給決定

第 20 条 申請

第 21 条 障害程度区分の認定

第 22 条 支給要否の決定等

<p>自立支援法のサービスに係る新自立支援法第 19 条第 1 項に規定する支給決定を行うものとする。</p> <p>1 施行日に満 18 歳以上である者が、施行日において旧児童福祉法第 24 条の 2 第 1 項に規定する指定施設支援を受けられなくなることにより、継続して、障害者自立支援第 5 条第 1 項に規定する障害福祉サービスを利用する必要が生ずる場合であって、施行日までに、厚生労働省令で定めるところにより、申出をしたとき <u>施行日</u></p> <p>2 施行日に満 18 歳未満である者が、施行日以後において、満 18 歳となることに伴い新児童福祉法第 24 条の 2 第 1 項に規定する指定入所支援を受けられなくなることにより、継続して、障害者自立支援法第 5 条第 1 項に規定する障害福祉サービスを利用する必要が生ずる場合であって、満 18 歳となる日までに、厚生労働省令で定めるところにより、申出をしたとき その者が満 18 歳となる日</p> <p>(施行日 平成 24 年 4 月 1 日)</p>	
<p>その他関連条項</p> <p>第 63 条の 2、第 63 条の 3、及び第 63 条の 3 の 2 は削除</p>	<p>第 63 条の 2 在所期間の延長の特例</p> <p>第 63 条の 3 都道府県がとることができる措置</p> <p>都道府県は、当分の間～略～18歳以上の者について、その者を重症心身障害児施設に入所させ、又はその者を指定医療機関に対し、その者を入院させて治療等を行うことを委託することができる。</p>